

# 認知症医療に関する知識の普及啓発事業業務委託仕様書

## 1 目的

認知症への対応を適切に行うためには、早期に鑑別診断を行い、確定診断に基づいた適切な医療・介護の方針を決定することが重要である。このことから、認知症医療に関する正しい知識の普及啓発及び相談窓口等の周知を図ることで、認知症の早期発見・早期対応につなげることを目的とする。

## 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 3 委託料

714,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 4 業務委託概要

県内の幅広い年齢層を対象として、認知症医療に関する正しい知識・理解の普及及び医療、介護、その他関係団体等の相談窓口を周知するための啓発物等を作成する。

なお、業務実施中においても、随時、啓発効果や検証を踏まえ、県と協議した結果、効果的と判断される場合は、予算の範囲内で臨機応変に代替業務の実施を行うこと。

### (1) 啓発パネル

認知症が疑われる事例や早期発見・診断の重要性、認知症医療に係る相談窓口等について啓発する内容のもの。

- ・作成数：5種程度・各1枚
- ・規格：B1サイズ

### (2) ポスター

認知症の早期発見・診断の重要性について啓発する内容のもの。

- ・作成部数：1種・200部程度
- ・規格：B1サイズ 片面カラー

### (3) チラシ又はリーフレット

認知症が疑われる事例や早期発見・診断の重要性、認知症医療に係る相談窓口等について啓発する内容のもの。

- ・作成部数：30,000部程度
- ・規格：A4仕上げ 両面カラー

### (4) (2)及び(3)の電子データ (PDF)

## 5 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

## 6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

## 7 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- (4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。